

介護老人保健施設重要事項説明書

<令和7年4月1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	公益社団法人 地域医療振興協会
代表者名	理事長 吉新 通康
所在地・連絡先	(住所) 東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館15階 (電話) 03-5212-9152 (FAX) 03-5211-0515

2 事業所（ご利用施設）

施設の名称	公設宮代福祉医療センター介護老人保健施設六花
所在地・連絡先	(住所) 埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀177 (電話) 0480-36-2760 (FAX) 0480-36-2761
事業所番号	1150580035
施設長の氏名	石井 英利

3 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

公設宮代福祉医療センター介護老人保健施設六花は、要介護認定をお受けになられた方に対し、医学的管理のもとに介護・看護及びリハビリ、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をさせていただき施設です。また、ご利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに、家庭生活に復帰できることを目指したご支援（施設サービス）をさせていただくことを目的としております。

(2) 運営方針

当施設は在宅復帰を目標とし「生活リハビリテーション」を重点的に行います。

(3) その他

事項	内容
施設サービス計画の作成及び事後評価	担当の介護支援専門員が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、施設サービス計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年2回以上、職員研修を行っています。

4 施設の概要

(1) 構造等

敷地		10,795.78㎡
建 物	構造	鉄筋コンクリート造
	述べ床面積	9,026.68㎡
	利用定員	80名

(2) 居室

居室の種類	室 数	一人あたりの面積	備 考
多床室	12	9.12㎡	ナースコール、トイレ、洗面台を設置
個室	32	13.75～27.53㎡	ナースコール、トイレ、洗面台を設置

(3) 主な設備

設 備	室 数	面積 (一人あたりの面積)	備 考
食 堂	2	251.71㎡ (3.14㎡)	
機能訓練室	1	80.23㎡ (1.0㎡)	
浴 室	1	96.5㎡	特別浴槽設置
診 察 室	1	10.13㎡	
談話コーナー	2	60.56㎡	レクリエーションコーナーを含む
洗 面 所	44		各部屋に設置
便 所	44	40.92㎡	ブザー・常夜灯・手すり・各部屋に設置

5 施設の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤換算 後の人数 (人)	職務の内容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
施 設 長	1	1				1	従業者の総括管理、指導を行う

従業者の職種	人数 (人以上)	区 分				常勤換算 後の人数 (人以上)	職務の内容
		常勤(人以上)		非常勤(人以上)			
		専従	兼務	専従	兼務		
医 師	1	1				1	日常的な医学的対応を行う
薬剤師	1				1	0.26	薬剤の管理、服薬の指導を行う
看護職員	7	7				7	医師の指示に基き医療行為を行う
介護職員	26	26				26	施設サービス計画に基づく介護を行う
支援相談員	1	1				1	利用者や家族からの相談対応を行う
理学療法士	1	1				1	リハビリテーションの実施に際し指導を行う
作業療法士	3	2	1		1	3	リハビリテーションの実施に際し指導を行う
管理栄養士	1	1				1	利用者の栄養状態の管理を行う

介護支援専門員	1	1				1	利用者の施設サービス計画をたてる
事務員	2	1	3			2	庶務、介護報酬請求等の事務を行う

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長	正規の勤務時間帯（9：00～17：00） 常勤で勤務
医師	正規の勤務時間帯（9：00～17：00） 常勤で勤務（施設長兼務）
薬剤師	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 非常勤で勤務
看護職員	日勤（8：30～17：30） 夜勤（17：00～9：00）
介護職員	早番（7：00～16：00） 日勤（8：30～17：30） 遅番 一般棟（10：30～19：30） 認知症棟（11：30～20：30） 夜勤（17：00～9：00）
支援相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務
理学療法士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務
作業療法士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務

7 施設サービスの内容と費用

（1）介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種類	内容
食事	（食事時間） 朝食 7：30～ 8：30 昼食 12：00～13：00 夕食 18：00～19：00 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。

医療・看護	医師による定期診察を行います。それ以外でも必要がある場合にはいつでも診察を受け付けます。ただし、当施設では行えない処置（透析等）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。
機能訓練	理学療法士、作業療法士により入所者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
入浴	週2回の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床 着替え 整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週1回実施します。
レクリエーション等	当施設では娯楽設備を整えております。
相談及び支援	入所者とその家族からのご相談に応じます。

イ 費用

原則として料金表の利用料金が利用者の負担額となります。また、利用者の状態に応じて加算料金もご負担いただきます。

介護サービスを利用した時の負担割合は、負担割合証に記載されている負担割合のとおりお支払頂きます。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表・加算の利用料金全額をお支払ください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

○介護保険サービス料金表【基本型】

《6級地・1割負担（2割負担）〈3割負担〉・1単位：10,27円として算定》

費目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険施設 サービス費	多床室	815円 (1,629円) 〈2,444円〉	866円 (1,732円) 〈2,598円〉	933円 (1,865円) 〈2,798円〉	987円 (1,974円) 〈2,961円〉	1,040円 (2,079円) 〈3,118円〉
	従来型 個室	737円 (1,473円) 〈2,209円〉	784円 (1,568円) 〈2,351円〉	851円 (1,701円) 〈2,551円〉	907円 (1,814円) 〈2,721円〉	958円 (1,915円) 〈2,872円〉

※ 上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理によりの金額の違いが生じます。

○加算≪6級地・1割負担(2割負担)≪3割負担≫・1単位：10,27円として算定≫

費目	金額	加算単位	内容の説明
初期加算(Ⅰ)	62円 (124円) ≪185円≫	1日あたり	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、介護老人保健施設に入所した者について、1日につき所定単位数が加算されます。(入所日から30日間)
初期加算(Ⅱ)	31円 (62円) ≪93円≫	1日あたり	入所した日から起算して30日以内の期間については、1日につき所定単位数が加算されます。ただし、初期加算(Ⅰ)を算定している場合は、加算されません。
夜勤職員配置加算	25円 (50円) ≪74円≫	1日あたり	夜勤職員をご利用者様20名に対し1名以上、かつ利用者41名以上では2名以上配置している場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	23円 (45円) ≪68円≫	1日あたり	介護を行う職員のうち、介護福祉士の割合が80%以上の場合。もしくは勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上の場合に加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	265円 (530円) ≪795円≫	1日あたり	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、入所日から3月以内に集中的にリハビリテーションを行い、入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行い、評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合に加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	206円 (411円) ≪617円≫	1日あたり	医師等が、入所日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行っている場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	247円 (493円) ≪740円≫	1日あたり (週3日を限度とする)	リハビリテーションを担当する理学療法士等が適切に配置され、入所者数が理学療法士等の数に対して適切であり、退所後生活にする居宅又は社会福祉施設等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成した場合に加算されます。(入所後3ヶ月以内)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	124円 (247円) ≪370円≫	1日あたり (週3日を限度とする)	リハビリテーションを担当する理学療法士等が適切に配置され、入所者数が理学療法士等の数に対して適切である場合に加算されます。(入所後3ヶ月以内)
認知症ケア加算	78円 (156円) ≪234円≫	1日あたり	日常生活に支障をきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする認知症の方に認知症に対応した施設サービスを行った場合に加算されます。
入所前後訪問指導加算Ⅰ	463円 (925円) ≪1,387円≫	1回あたり	施設の入所前30日以内または入所後7日以内に、ご利用者が退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定や診療方針決定を行った場合に加算されます。

入所前後訪問指導加算Ⅱ	493円 (986円) <1,479円>	1回あたり	施設の入所前30日以内または入所後7日以内に、ご利用者が退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定や診療方針決定を行うこと及び、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に加算されます。
退所時栄養情報連携加算	72円 (144円) <216円>	1月につき1回を限度とする	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対して、管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合に加算されます。
再入所時栄養連携加算	206円 (411円) <617円>	入所者1人につき1回を限度とする	入所者が医療機関に入院し、厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする場合、当該施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該施設に再入所した場合加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	144円 (288円) <432円>	入所者1人につき1回を限度とする	医師又は薬剤師が研修を受講する。入所後1月以内に、状況に応じて処方内容を変更する可能性を主治医に説明し、合意する。入所前に6種類以上の内服薬が処方され、施設医師と主治医が共同し、入所中に処方内容を評価、調整し、療養上の指導を行う。処方内容に変更があった場合は関係職種間で情報を共有し、変更後の状態等について、多職種で確認を行う。入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は、変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後1月以内に主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載している場合に加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	72円 (144円) <216円>	入所者1人につき1回を限度とする	医師又は薬剤師が研修を受講する。入所中に処方内容を評価、調整し、療養上の指導を行う。処方内容に変更があった場合は関係職種間で情報を共有し、変更後の状態等について、多職種で確認を行う。入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は、変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後1月以内に主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載している。入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行う場合に加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	247円 (493円) <740円>	入所者1人につき1回を限度とする	(Ⅰ)イ又はロを算定していること。当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。

かかりつけ医連携 薬剤調整加算(Ⅲ)	103円 (206円) <309円>	入所者1人につき1回を限度とする	(Ⅱ)を算定していること。退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少している場合に加算されます。
試行的退所時 指導加算	411円 (822円) <1,233円>	退所時1回限り	入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に加算されます。
退所時情報 提供加算(Ⅰ)	514円 (1,027円) <1,541円>	退所時1回限り	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合に、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り加算されます。
退所時情報 提供加算(Ⅱ)	257円 (514円) <771円>	退所時1回限り	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際に、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り加算されます。
入退所前 連携加算(Ⅰ)	617円 (1,233円) <1,849円>	退所時1回限り	入所前後30日以内に、ご利用者の同意の下、希望する居宅介護支援事業所と連携し、退所後の利用方針を定める。その後、ご利用者が居宅に退所し居宅サービスを利用する場合には、ご利用者の同意の下、希望の指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供し、かつ、連携してサービス利用に関する調整を行った場合に、1回を限度として加算されます。
入退所前 連携加算(Ⅱ)	411円 (822円) <1,233円>	退所時1回限り	ご利用者が居宅に退所し居宅サービスを利用する場合に、ご利用者の同意を得て、ご利用者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対し診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供し、かつ、指定居宅介護支援事業者と連携してサービス利用に関する調整を行った場合に、1回を限度として加算されます。
ターミナルケア加算 (死亡日)	1,952円 (3,903円) <5,854円>	1日あたり	ご利用者又はご家族等の同意を得て、ターミナルケア計画が作成され、多職種が協働してターミナルケアが行われている場合で、亡くなられた日に加算されます。
ターミナルケア加算 (前日、前々日)	935円 (1,869円) <2,804円>	1日あたり	ご利用者又はご家族等の同意を得て、ターミナルケア計画が作成され、多職種が協働してターミナルケアが行われている場合で、亡くなられた日の前日及び、前々日に加算されます。
ターミナルケア加算 (4～30日前)	165円 (329円) <493円>	1日あたり	ご利用者又はご家族等の同意を得て、ターミナルケア計画が作成され、多職種が協働してターミナルケアが行われている場合で、亡くなられた日以前4日以上30日以内に加算されます。

ターミナルケア加算 (31～45日前)	74円 (148円) <222円>	1日あたり	ご利用者又はご家族等の同意を得て、ターミナルケア計画が作成され、多職種が協働してターミナルケアが行われている場合で、亡くなられた日以前 31日以上45日以内に加算されます。
若年性認知症 入所者受入加算	124円 (247円) <370円>	1日あたり	若年性認知症のご利用者様に対し介護保健施設サービスを提供した場合に加算されます。
経口移行加算	29円 (58円) <87円>	1日あたり	経管により食事摂取するご利用者様が、経口摂取を進めるため、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に180日を限度として加算されます。
経口維持加算(Ⅰ)	411円 (822円) <1,233円>	1月あたり	現に経口により食事を摂取しているが、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるご利用者様に対し、多職種が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、ご利用者様に、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、計画に従い医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合に加算されます。
経口維持加算(Ⅱ)	103円 (206円) <309円>	1月あたり	経口維持加算Ⅰを算定しているご利用者様の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に加算されます。
口腔衛生 管理加算(Ⅰ)	93円 (185円) <278円>	1月あたり	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合に加算されます。
口腔衛生 管理加算(Ⅱ)	113円 (226円) <339円>	1月あたり	(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生関係の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していることにより加算されます。
療養食加算	7円 (13円) <19円>	1回あたり (1日3回を限度とする)	糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等、医師の指示箋に基づき特別の療養食を提供した場合に加算されます。
訪問看護 指示加算	309円 (617円) <925円>	退所時 1回限り	医師が訪問看護は必要であると認め、ご利用者の同意を得て、ご利用者の選定する訪問看護ステーション等に対して、退所時に訪問看護指示書を交付した場合に、1回を限度として加算されます。
認知症専門ケア 加算(Ⅰ)	3円 (6円) <9円>	1日につき	入所者総数のうちに占める対象者の割合が2分の1以上かつ、専門的な研修修了者の配置割合を満たした場合加算されます。
認知症専門ケア 加算(Ⅱ)	5円 (9円) <13円>	1日につき	(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、指導に係る専門的な研修修了者の配置割合を満たし、認知症ケアに関する研修を計画的に実施している場合加算されます。

認知症チームケア 推進加算(Ⅰ)	154円 (308円) <462円>	1日につき	入所者総数のうちに占める対象者の割合が2分の1以上かつ、専門的な研修修了者の配置割合を満たし、認知症に対応するチームを組んでいる場合に加算されます。
認知症チームケア 推進加算(Ⅱ)	124円 (247円) <370円>	1日につき	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合に加算されます。
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	206円 (411円) <617円>	1日あたり (入所後7日 を限度とする)	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急で入所することが必要であると認めたご利用者様に対し、緊急で入所して施設サービスを行った場合に、7日を限度として加算されます。
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算(Ⅰ)	53円 (105円) <157円>	1日あたり	施設を退所されるご利用者のうち、居宅で療養されるご利用者の割合やベッドの回転率、入退所時の指導内容、サービスの状況等をポイント換算し、40ポイント以上。施設サービスが一定水準以上になった場合に加算されます。
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算(Ⅱ)	53円 (105円) <157円>	1日あたり	Iの要件のポイント換算70ポイント以上で、かつ、在宅強化型介護老人保健施設サービス費を算定している場合に加算されます。
緊急時治療管理	532円 (1,064円) <1,596円>	1日あたり (1月に1回 3日を限度と する)	ご利用者に緊急な医療が必要となり、施設において投薬・検査・注射・処置等を行った場合に加算されます。
所定疾患施設 療養費(Ⅰ)	246円 (491円) <737円>	1日あたり (1月に1回 7日を限度と する)	肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪のご利用者に対し、施設において投薬・検査・注射・処置等を行った場合に加算されます。
所定疾患施設 療養費(Ⅱ)	493円 (986円) <1,479円>	1日あたり (1月に1回 10日を限度 とする)	肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪のご利用者に対し、施設において投薬・検査・注射・処置等を行い、実施状況を公表している場合(協力医療機関等と連携して行った検査等を含む)。かつ、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合に加算されます。
協力医療機関 連携加算(Ⅰ) (R6年度まで)	103円 (206円) <309円>	1月あたり	次の要件を満たす協力医療機関と連携している場合に加算されます。①病状が急変した場合等に、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。②診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保している。③病状が急変し、入院を要する場合に、入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
協力医療機関 連携加算(Ⅰ) (R7年度から)	52円 (103円) <154円>	1月あたり	
協力医療機関 連携加算(Ⅱ)	6円 (11円) <16円>	1月あたり	協力医療機関連携加算(Ⅰ)の要件以外の場合に加算されます。

栄養マネジメント強化加算	12円 (23円) <34円>	1日あたり	管理栄養士の一定人数の配置。低栄養状態リスク高い入所者への栄養ケア計画に基づき食事観察週3回以上実施。入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用すること。条件を満たした場合加算されます。
栄養ケア・マネジメントを実施していない場合	▲15円 (▲29円) <▲43円>	1日あたり	各入所者の栄養管理が計画的に行われていない場合減算されます。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	55円 (109円) <164円>	1月あたり	入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用し、継続的な管理を実施する。口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント加算を算定している。必要に応じてリハビリテーション実施計画を見直し、その内容を関係職種で共有している場合加算されます。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	34円 (68円) <102円>	1月あたり	入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用し、継続的な管理を実施していた場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円 (6円) <9円>	1月あたり	入所者ごとに施設入所時等に評価し、少なくとも3月に1回評価、見直しを行う。結果等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している。確認の結果、褥瘡が認められ、又は褥瘡発生リスクある入所者ごとに褥瘡ケア計画を作成し、管理、記録をしている。評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直している場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	14円 (27円) <40円>	1月あたり	(Ⅰ)の要件を満たしている施設において、入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡発生リスクある入所者について褥瘡の発生のない場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅰ)	11円 (21円) <31円>	1月あたり	排泄に介護を要する入所者ごとに、入所時等に評価を実施し、少なくとも3月に1回評価を行い、結果等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用する。評価により要介護状態の軽減見込まれる者については支援計画を作成し、少なくとも3月に1回、支援計画を見直した場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅱ)	16円 (31円) <47円>	1月あたり	(Ⅰ)の要件を満たしている施設において、要介護状態軽減見込まれる者に対し、入所時等と比較して排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化しない。又は、おむつ使用有からなしへ改善している。又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去された場合に加算されます。

排せつ支援加算(Ⅲ)	21円 (41円) <62円>	1月あたり	(Ⅰ)の要件を満たしている施設において、要介護状態軽減見込まれる者に対し、入所時等と比較して排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化しない。又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。かつ、おむつ使用有からなしへ改善している場合に加算されます。
自立支援促進加算	309円 (617円) <925円>	1月あたり	医師が入所時に自立支援に必要な医学的な評価を行い、評価の結果を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していること、かつ、医学的な評価に基づき支援計画の策定、見直しを実施している場合加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	41円 (82円) <123円>	1月あたり	入所者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	62円 (124円) <185円>	1月あたり	(Ⅰ)を算定している利用者について、疾病、服薬等の情報も厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合加算されます。
安全対策体制加算	21円 (41円) <62円>	入所中入所者1人につき1回を限度	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算されます。
安全管理体制未実施減算	▲6円 (▲11円) <▲16円>	1日につき	運営基準における事故の発生又は再発防止するための措置が講じられていない場合減算されます。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	11円 (21円) <31円>	1月あたり	感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合に加算されます。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	6円 (11円) <16円>	1月あたり	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に加算されます。
新興感染症等施設療養費	247円 (493円) <740円>	1月に1回5日を限度	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として加算されます。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	103円 (206円) <309円>	1月あたり	(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている。見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っている。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う場合に加算されます。

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11円 (21円) <31円>	1月あたり	入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う場合に加算されます。
外泊時費用 (在宅サービスなし)	372円 (744円) <1,116円>	1日あたり	一時的に自宅等に外泊された場合、1月に6日を限度として請求されます。
外泊時費用 (在宅サービス利用)	822円 (1,644円) <2,465円>	1日あたり	外泊時に当該介護老人保健施設より提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として請求されます。
身体拘束廃止未実施減算	▲10/100相当の金額	1日あたり	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算されます。
高齢者虐待防止措置未実施減算	▲1/100相当の金額	1日あたり	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算されます。
業務継続計画未策定減算	▲3/100相当の金額	1日あたり	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	75/1000に相当する金額		経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること。職場環境の更なる改善、見える化を行っていること。資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備されていること。職場環境の改善、賃金体系等の整備及び研修の実施等が行われている場合に、1000分の75に相当する単位数を加算します。
特定治療			やむをえない事情により施設で行われた特定の処置や手術、麻酔等について診療報酬に準じて算定し、加算されます。

※ 上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理によりの金額の違いが生じます。

○外泊の日数について

一時的に自宅等に外泊された場合は、要介護状態区分にかかわらず、1日につき一定の該当する外泊時費用がかかります。ただし、1月につき7泊(6日分)を限度とします。月をまたがる場合は最大で連続13泊(12日分)を上限とします。

(2) 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

種類	内容	利用料
個室料金	個室を利用した方は、差額室料を負担して頂きます。	2,200円/日 (税込)
理・美容	理美容業者との個別利用契約になります。	実費をご負担頂きます。

レクリエーション 行事	主なレクリエーション行事への参加費用 参加されるか否かは任意です。	実費をご負担頂きます。
日常生活品費	個別に提供されるものの費用。	実費をご負担頂きます。
教養娯楽費	個別に提供されるものの費用。	実費をご負担頂きます。
食費	食事の提供に要する費用	第1段階 300円 第2段階 390円 第3段階① 650円 第3段階② 1,360円 第4段階 2,000円 (内訳) 朝食: 560円 昼食: 760円 夕食: 680円
居住費	居住に要する費用 (多床室)	第1段階 0円 第2段階 430円 第3段階① 430円 第3段階② 430円 第4段階 500円
	居住に要する費用 (個室)	第1段階 550円 第2段階 550円 第3段階① 1,370円 第3段階② 1,370円 第4段階 1,810円
特別な食事	ご希望に応じて特別食のご用意が出来ます。	実費をご負担頂きます。
電気代	利用される1コンセントにつき、ご負担頂きます。	55円/日(税込)
テレビ貸出し	テレビ使用料金として1日につき、ご負担頂きます。	220円/日(税込)
インフルエンザ予 防接種	インフルエンザ予防接種を受けられた際にご負担 いただきます。	実費をご負担頂きます。
洗濯代	施設へ委託する場合	1~7日間 1,650円 14日間 3,300円 21日間 4,950円 1ヶ月 5,500円 (各税込)
文書料	死亡診断書作成等にかかる費用	5,500円(税込)
エンゼルケア料	施設での死亡に伴いエンゼルケアを行った場合	11,000円(税込)
付添寝具使用料金	施設へ付添として宿泊し寝具を使用した場合	330円/日(税込)

8 利用料等のお支払方法

毎月10日までに「7 施設サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたします。

- (2) あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- (3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。
なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

13 虐待の防止のための取組について

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	介護長 岩崎真也
-------------	----------

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

14 協力医療機関等

医療機関	医療機関名及び所在地	東埼玉総合病院 埼玉県幸手市吉野5-1-7番5
	電話番号	0480-40-1311
	診療科	内科、外科、整形外科 他
	入院設備	189床
歯科	医療機関名及び所在地	春日部デンタルクリニック 埼玉県春日部市粕壁1-9-5 成田ビル4階
	電話番号	048-760-1182

1.2 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 8:30～18:30 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、外出・外泊届けに記入し、必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合には、弁償していただく場合があります。
喫煙	施設内は禁煙とさせていただきます。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
個人情報の取り扱い	『別紙 個人情報の取り扱いについて』のとおり対応いたします。 ご了承ください。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 住所 埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀177
事業者（法人）名 公益社団法人地域医療振興協会
事業所名 公設宮代福祉医療センター介護老人保健施設六花
（事業所番号）1150580035
代表者名 施設長 石井英利 印

説明者 職氏名 支援相談員 多田茂充 印

私は、重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設のサービス内容及び重要事項内容の説明を受け、了承しました。また、介護保険給付対象外サービスの支払いに同意します。

個室料金 日常生活費 教養娯楽費 食費 居住費

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名 印

身元引受人及び
家族の代表 住所
氏名 印